生駒市建設工事成績評定結果活用基準

１　目的

この基準は、生駒市が発注する建設工事に係る入札参加資格者（以下「受注者」という。）を対象に、生駒市建設工事成績評定要領（平成１９年6月１日施行。以下「評定要領」という。）に基づき評価された評定結果を入札制度に活用することにより、良好な工事成績を得た者を正当に評価するとともに、不良受注者を排除しもって工事品質を高めることを目的とする。

２　対象業者

この基準の対象は、生駒市が発注する設計金額１３０万円を超える建設工事（以下「工事」という。）の請負契約を締結し、完成した後評定要領に基づく評定を受けた工事の受注者を対象とする。

３　措置基準

（１）格付への反映

評定結果を格付に反映させる工事については、以下のとおりとする。

①市内土木工事（生駒市内に事務所を置く土木一式工事業者）
②土木一式工事
③建築一式工事
④舗装工事

上記の格付を実施しようとするときは、当該年度の前年度及び前々年度（過去２ヵ年度）に完成した全工種における工事成績の平均点（小数点以下切り捨て）によって下表のとおり区分し、評定値を市内土木工事にあっては総評定点に、その他の工事にあっては総合評定数値に加えるものとする。

評価	A	B		C		D		E
評定結果 (評定点)	80以上	79～75	74～70	69～65	64～60	59～55	54～50	49以下
評定値	40	20	10	0	△10	△20	△40	

（２）入札参加停止措置（入札参加資格の停止措置）

４９点以下（E評価）の評定結果を受けた対象業者は、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領の規定に基づき、工事成績評定結果通知書又は再通知書の通知日から3ヶ月間の入札参加停止措置とする。

（３）入札参加資格等に関する制限

一般競争入札を実施するときは、入札に参加するために必要な資格の一つとして、入札公告の日に対して前年度及び前々年度（過去２ヵ年度）に完成した工事のうち、入札に付する契約と同一工種において、評定結果の平均点が６０点以上（小数点以下切り捨て）の者とする。（５９点以下（D評価以下）の者は１年間同一工種の入札に参加できない。ただし、当該措置によって１年間入札に参加出来なかった者が、その翌年度入札に参加しようとするときはこの限りでない。）

また、指名競争入札の業者選定を行うときも一般競争入札と同様の取扱いをするものとする。（指名通知日を基準として前年度及び前々年度に完成した工事の評定結果の平均点を対象とする。）

４　工事成績が優秀な者に対する表彰制度

工事成績が優秀な者に対する表彰制度は、別に定める。

５　共同企業体（JV）の取扱い

共同企業体（JV）の構成員の全てについて、「３　措置基準」を適用する。

６　その他

生駒市建設工事等資格審査委員会が、工事の品質を高める上で必要と認める場合は、新たな基準を加え、これを公表の上実施する。

附　則

１　この基準は、平成２０年　5月２７日から施行する。

２　この基準の「３　措置基準（２）指名停止措置」は、一般競争入札にあっては公告日、指名競争入札にあっては指名通知日、随意契約にあっては見積もりの依頼を行った日が、平成２０年6月１日以降の建設工事に適用する。

３　この基準の「３　措置基準（３）入札参加資格等に関する制限」については、一般競争入札にあっては公告日、指名競争入札にあっては指名通知日、随意契約にあっては見積もりの依頼を行った日が平成２０年6月１日以降の建設工事の評定結果を対象とし、平成２２年４月１日以降に公告又は通知する一般競争入札又は指名競争入札に適用する。

附　則

１　この基準は、平成２５年　7月　１日から施行する。

２　この基準の「３　措置基準（２）入札参加停止措置」は、一般競争入札にあっては公告日、指名競争入札にあっては指名通知日、随意契約にあっては見積もりの依頼を行った日が、平成２５年7月１日以降の建設工事に適用する。